

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3 年～50 年

工作物 3 年～60 年

物品 2 年～50 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（1年以内の短期投資のほか、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含む。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 固定資産の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が100万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じます。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として、法人税法基本通達第7章第8節によっています。

ただし、同通達においては、資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額がある場合において、その金額が60万円に満たない場合は修繕費とすることとされていますが、金額が100万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
日野市土地開発公社	-	713 百万円	- 百万円	713 百万円
計	-	713 百万円	- 百万円	713 百万円

(2) 係争中の訴訟等

現在係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものありません。

3 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

土地区画整理事業特別会計

② 一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲は一致しております。

③ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 — (▲ 10.87) %

連結実質赤字比率 — (▲ 18.76) %

実質公債費比率 ▲1.4 %

将来負担比率 6.4%

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 なし

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 139 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

普通財産のうち、活用が図られていないもので売却を予定しているもの

イ 内訳

事業用資産 143 百万円

土地 143 百万円

令和6年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によつています。

- ② 減債基金に係る積立不足額 なし
- ③ 基金借入金（繰替運用） なし
- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 28,302 百万円
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	37,519 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,071 百万円
将来負担額	58,091 百万円
充当可能基金額	15,929 百万円
特定財源見込額	11,646 百万円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

- ① 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

ア 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

イ 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 4,204 百万円
- ② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	78,212 百万円	74,322 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	2,242 百万円	1,913 百万円
相殺消去に伴う差額	△1,300 百万円	△1,300 百万円
繰越金に伴う差額	△3,019 百万円	- 百万円
資金収支計算書	76,135 百万円	74,935 百万円

- ・地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（土地区画整理事業特別会計）の分について相違します。
- ・一般会計と特別会計間の取引について相殺消去を行っている分について相違します。
- ・歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額

業務活動収支	5,232 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	1,394 百万円
未収債権、未払債務等の増減	362 百万円
減価償却費	△3,967 百万円
賞与等引当金繰入額	△832 百万円
退職手当引当金繰入額	△394 百万円
徴収不能引当金繰入額	△39 百万円
資産除売却益（損）	3 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	1,759 百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 3,000 百万円

一時借入金に係る利子額 なし